

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学 職制・職務分掌規程

第1章 職 制

第1条 清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下「本学」という。）の管理運営に関し、学長を補佐するため管理職（以下「役職」という。）をおく。

第2条 前条に定める役職として、学部長、学科長、科長、図書館長、研究所長、キャリア支援センター長、地域連携センター長、事務局長、学生支援部長及び総務部長をおく。なお、必要に応じて副学長、学長代理、学長補佐及び参事をおくことができる。

第3条 前条に定める学生支援部及び総務部の各部長を補佐するため、次長（部長扱い。以下同じ。）、課長、課長補佐、係長及び主任をおくことができる。

第2章 職務分掌

第4条 副学長は、学長を補佐し、学長事故ある場合はその職務を代行する。

第5条 学長代理は、学長を補佐し、学長が委任した職務を代理する。

第6条 学長補佐は、学長の特命により学長を補佐する。

第7条 学部長は、教育研究に関する事項について学部内の連絡調整にあたる。

第8条 学科長及び科長は、教育研究に関する事項について学科内各研究室間の連絡調整にあたる。

第9条 図書館長は、別に定める図書館関係の諸規程に基づき、図書館運営の総合調整及び処理にあたる。

第10条 研究所長は、別に定める研究所規程に基づき、研究所運営の総合調整及び処理にあたる。

第11条 キャリア支援センター長は、別に定めるキャリア支援センター規程に基づき、キャリア支援センター運営の総合調整及び処理にあたる。

第12条 地域連携センター長は、別に定める地域連携センター規程に基づき、地域連携センター運営の総合調整及び処理にあたる。

第13条 事務局長は、別に定める事務組織・分掌規程に基づき、本学の事務を統括し、その職員を指揮監督し、所管の業務が円滑に推進処理されるよう管理運営にあたる。

第14条 学生支援部長は、別に定める事務組織・分掌規程に基づき、学生支援部関係所掌事務の総合調整及び処理にあたる。

第15条 総務部長は、別に定める事務組織・分掌規程に基づき、総務部関係所掌事務の総合調整及び処理にあたる。

第16条 次長は、部長を補佐し、別に定める事務分掌規程に基づき、当該関係部署所掌の事務処理にあたる。

第17条 参事は、所掌事務の処理にあたる。

第18条 課長は、部長を補佐し、別に定める事務分掌規程に基づき、当該関係部署所掌の事務処理にあたる。

第19条 課長補佐は、課長を補佐し、別に定める事務分掌規程に基づき、当該関係部署所掌の事務処理にあたる。

第20条 係長は、課長を補佐し、別に定める事務分掌規程に基づき、当該関係部署所掌の事務処理にあたる。

第21条 主任は、課長を補佐し、別に定める事務分掌規程に基づき、当該関係部署所掌の事務処理にあたる。

附 則

この規程は、平成21年2月4日から施行する。 （平成21年2月4日教授会承認）